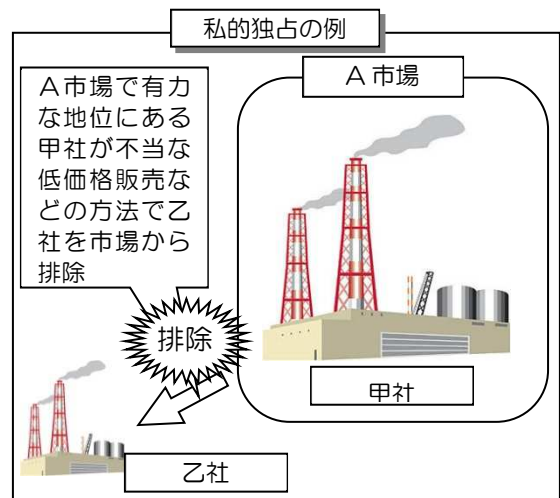


4 私的独占

市場における競争制限のもう1つの形態として「私的独占」があります。競争の結果、ある事業者が独占に近いシェアを獲得したとしても、これが私的独占として問題とされるものではありませんが、事業者が、他の事業者の事業活動を排除したり、支配することにより、市場、すなわち一定の取引分野における競争を実質的に制限することは「私的独占」として禁止されます。つまり、独占の状態ではなく、独占する行為を問題としているのです。



「排除」とは、新規事業者の市場への参入を妨害したり、競争事業者の事業活動を困難にすることであり（「**排除型私的独占**」）、その手段としては、不当な安値販売や差別対価、排他条件付取引などがあります。

排除型私的独占については、どのような行為がこれに該当するかを明確化するため、公正取引委員会は、「**排除型私的独占に係る独占禁止法上の指針**」を公表（平成21年）しています。

「支配」とは、他の事業者の自由な意思決定を困難にして、自己の意思に従わせることであり（「**支配型私的独占**」）、その手段としては、株式の取得、役員のパ遣、取引上の優越的な地位の利用などがあります。

私的独占の違反事例の多くは圧倒的な市場シェアを有する事業者が他の事業者に対し排除行為や支配行為を行ったもので、いずれも直接的な競争制限効果を伴っていた事例ですが、プライスリーダーの地位にある首位企業が再販売価格維持行為を行って、下位の競争者の価格を支配したことが私的独占とされた事例もあります。